# **第６章　農用地造成工事**

## 第１節　一般事項

### 第６－１条　一般事項

１．受注者は、工事施工着手前に発注者が確保している工事用地等については、監督職員の立会のうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。なお、工事施工上、境界杭が支障となり紛失等のおそれのある場合については、控杭を設置しなければならない。

２．検測又は確認

受注者は、検測又は確認を、下表の作業段階で受けなければならない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工　　種 | 作業段階 | 確認事項 | 備考 |
| 基盤造成工 | 基盤造成中 | 軟岩高さ |  |
| 〃 | 〃 | 軟岩置き換え範囲 |  |
| 〃 | 基盤整地後 | 基準高 | 切土標高の確認 |
| 〃 | 盛土法転圧 | まきだし厚・転圧回数等の確認 |  |
| 土層改良工 | 石礫除去 | 石礫除去量の確認 |  |

３．着工準備

受注者は、工事着手前に極力地区外の排水を遮断し、地区内への流入を防ぐとともに、なるべく地区内をドライな状態で施工できるようにしなければならない。

また、施工にあたっては、地区周辺の既耕地、河川、ため池等に土砂が流入しないよう努めなければならない。

４．施工順序

受注者は、工事内容により施工の基本工程を検討のうえ、分割ブロック、防災施設の施工計画、仮設工事の施工計画、主要機械の搬入搬出計画、関連工事との工程調整等を考慮し、施工現場に最も適した施工方法、施工順序を決定しなければならない。

## 第２節　農用地造成工

### 第６－２条　刈払い

１．受注者は、工事着手前に造成地区の外周境界を旗等により表示し、監督職員の確認を得なければならない。

２．受注者は、造成地区内の不用な稚樹、灌木、笹、雑草等を刈払機、チェーンソー等により刈払いをしなければならない。

３．受注者は、刈払い作業にあたって、造成地区境界線より内部へ所定の幅で防火帯を設け、防火帯内の稚樹、灌木、雑草等を地際より刈払い、枝条類とともに区域内に集積しなければならない。

### 第６－３条　火入れ（野焼き）の禁止

１．受注者は、原則として野外での火入れ（野焼き）を行ってはならない。

### 第６－４条　抜根、排根

１．受注者は、根ぶるい、反転等により樹根の付着土を極力脱落させなければならない。

２．受注者は、抜根跡地について、沈下の生じない程度に埋戻しを行い、周辺の基盤とともにできるだけ平らにならすようにしなければならない。

３．受注者は、排根作業にあたって、表土の持ち去りを極力少なくするよう注意しなければならない。

４．排根の集積場所及び処理方法は、設計図書によるものとする。

### 第６－５条　暗渠排水工

１．受注者は、基盤造成着手前に谷部及び湧水部には、図面に示す暗渠排水工を施工しなければならない。

２．受注者は、現地確認の結果、図面に示す暗渠排水工の計画以外の箇所において、暗渠排水工の必要があると認められるときは、監督職員に報告し、その処理方法について監督職員と協議しなければならない。

### 第６－６条　基盤造成

１．受注者は、基盤造成の仕上がり標高について、計画平面図を目標として施工しなければならない。ただし、切土標高については、指定標高とする。

２．法勾配については、設計図書によるものとする。受注者は、法面に切土法面及び盛土法面が混在する場合は、原則として盛土法面に合わせなければならない。

３．受注者は、盛土部のうち防災上必要な場所は、段切り等により現地盤になじみ良く施工しなければならない。

４．受注者は、造成面に中だるみがないよう施工しなければならない。

５. 受注者は、盛土法面から水平距離5mの範囲について、一層の仕上がり厚さ30cm程度となるよう特に注意してまき出し、締め固め無ければならない。

６．受注者は、基盤造成中に次の事項が生じた場合には、監督職員と協議のうえ処理しなければならない。

（１）岩盤又は転石等が出た場合

（２）耕土として、不適当な土質が出た場合

（３）多量の湧水が出た場合

### 第６－７条　雑物及び石礫除去

１．雑物及び石礫除去は、耕起と同一範囲とする。

２．受注者は、耕起作業の前後及び砕土作業の後、表面に現れた石礫を取り除かなければならない。

３．受注者は、根株、木片、枝葉等を、耕作に支障のない程度に除去しなければならない。

４．雑物及び石礫の処理方法は、設計図書によるものとする。

### 第６－８条　耕起

１．受注者は、耕起にあたって、造成面の乾燥状態を把握のうえ、十分に耕起し得る状態で行わなければならない。

２．受注者は、耕起にあたって、設計図書に明示する耕起深を確保するため、しわよせ、攪拌又は反転を行わなければならない。

３．受注者は、ほ場のすみ及び方向転換箇所等に、不耕起箇所が生じないよう注意して施工しなければならない。

### 第６－９条　砕土

１．受注者は、砕土にあたって、適切な耕土の水分状態のときに行い、土壌改良資材との効果的な混合を図らなければならない。

２．受注者は、ほ場のすみ及び方向転換箇所等に、不砕土箇所が生じないよう注意して施工しなければならない。

３．砕土作業においては、耕土の極端な移動及び施工むらがあってはならない。

### 第６－10条　土壌改良資材の散布

１．使用する資材は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく場合、監督職員に保証票を提出しなければならない。

２．土壌改良資材の1ヘクタールあたり使用量は、設計図書によるものとし、受注者は、所定量を均等に散布するように留意しなければならない。

３．受注者は、土壌改良資材を2種類以上同時散布する場合、極力均等に散布がなされるよう層状、交互に積込みを行って施工しなければならない。

４．受注者は、強風で資材が飛散するようなとき、施工してはならない。

５．受注者は、資材の保管にあたって、変質しないよう十分湿気に注意しなければならない。

### 第６－11条　法面保全工

１．播種する種子の種類、量、時期、発芽率については、設計図書によるものとする。

２．受注者は、播種後、発芽に要する時期を経過した時点で発芽不良箇所が生じた場合は、再施工しなければならない。

## 第３節　ほ場内沈砂池工

### 第６－12条　ほ場内沈砂池工

　　ほ場内沈砂池工の施工については、第５－21条 ほ場内沈砂池工の規定によるものとする。